

エネルギー使用の合理化

● 省エネ法改正のポイント

「エネルギーの使用の合理化等に関する法律」（省エネ法）は、一定規模以上の（原油換算1,500kl/年以上使用する）事業者に、エネルギーの使用状況等の定期的な報告と省エネ取組みの見直しや計画の策定等を義務付けた法律です。該当する下水道事業者は「特定事業者」の指定対象となり、法で定める管理・措置が義務付けられます（図1参照）。

2023年4月に施行された「改正省エネ法」では、2050年カーボンニュートラル目標や2030年の温室効果ガス削減目標の達成に向けて引き続き徹底した省エネを求めるとともに、非化石エネルギーの導入拡大を進めることが示されています。加えて、太陽光発電等の非化石電気の導入が増える中で、供給側の変動に応じて、電気の需要の最適化（ダイヤモンドリスポンス[DR]）を行うことが求められています。このため、今後は非化石エネルギーも含めたすべてのエネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換を求めるとともに、電気の需要の最適化を促す法律へと変わりました。

なお、上下水事業者は、エネルギー使用規模により、特定事業者のうち第1種指定又は第2種特定事業者に該当します。

事業者区分	事業者区分の解説	管理・措置事項
特定事業者	設置している工場等のエネルギーの使用量の合計が、1,500kl/年以上の者	<ul style="list-style-type: none"> エネルギー統括管理者の選任 エネルギー管理企画推進者の選任 中長期的な計画の作成 定期の報告
第1種特定事業者	第1種エネルギー管理指定工場等 ^{※1} を設置している者	<ul style="list-style-type: none"> 工場ごとのエネルギー管理者の選任
第1種指定事業者	<ul style="list-style-type: none"> 製造業等^{※3}に属する事業の用に供する工場等で事務所の用途に供する工場等を設置している者 製造業等以外に属する事業の用に供する工場等を設置している者 	
第2種特定事業者	第2種エネルギー管理指定工場等 ^{※2} を設置している者	

※1 第1種エネルギー管理指定工場等とは、エネルギーの使用量が3,000kl以上のもの

※2 第2種エネルギー管理指定工場等とは、エネルギーの使用量が1,500kl以上、3,000kl未満のもの

※3 製造業等とは、製造業・鉱業・電気供給業・ガス供給業・熱供給業の5業種を指す

図1 省エネ法に定める指定事業者の管理事項

● 中期計画及び管理標準の作成手順

2010年4月の省エネ法一改正により、事業全体でエネルギー使用量が1,500kl以上であれば、特定事業者の指定を受け、法令の規定に従って管理・措置を行うことが必要となっています。

日水コンではエネルギー管理士が中長期計画及び管理標準の作成をお手伝いいたします。

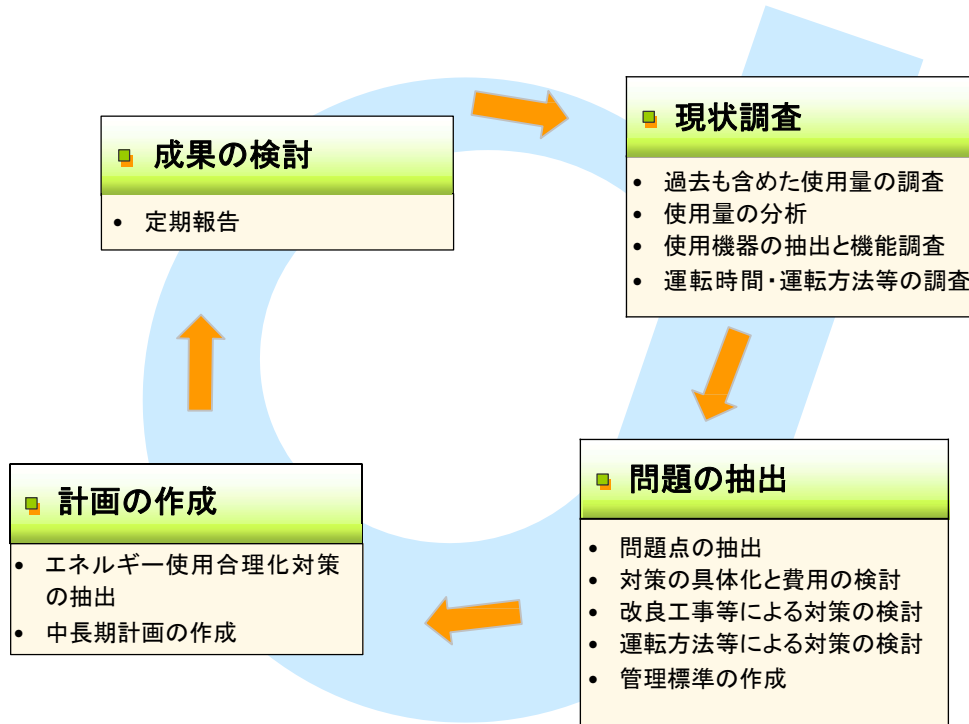


図2 エネルギー使用中長期計画の作成手順

